

## 【内規】

### 公益社団法人日本鍼灸師会 委員会職務内規

#### (目的)

**第1条** 本内規は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）に設置された委員会の行う職務について定める。

#### (職務)

**第2条** 委員会は、本会の理事が執行する職務に対し協力又は補佐する。

2 委員会は、執行した職務内容及び問題点などを理事会へ報告しなければならない。

3 委員会は、担当する職務について毎事業年度開始前に年間の事業計画書及び予算案を企画立案し、正副会長及び各委員会を担当する業務執行理事へ提出しなければならない。

4 委員会は、担当する職務について毎事業年度終了後に年間の事業報告書を作成し、正副会長及び各委員会を担当する業務執行理事へ提出しなければならない。

#### (職務分掌)

**第3条** 委員会は、次のとおり職務を分掌とする。

(1) 研修委員会（公1）：専門領域研修、鍼灸臨床研修、生涯研修等の各事業

(2) 学術委員会（公1）：学術講習、全国大会、関連学会等の各事業

(3) 健保委員会（公1・他1）：療養費制度の適正運用、適用推進等の各事業

(4) 地域ケア推進委員会（公2）：介護予防推進、介護予防運動指導員育成等の各事業

(5) 広報普及IT委員会（公3）：広報誌、ポスター、パンフレット等の作成・配布等の各事業、ホームページ、DKシステム維持・管理等の各事業

(6) 危機対策委員会（公3）：災害医療対策に関する事業

(7) 国際委員会（公3）：WHO国際関連事業

(8) 組織委員会（他1）：会員名簿、会員サポート、実態調査、会員扶助等の各事業

(9) 青年委員会（他1）：全国青年各ブロック間における研修等の各事業

(10) 法人管理委員会（管）：本法人の運営管理等の各事業

(11) 東京オリンピック・パラリンピック委員会（管）：東京オリンピック・パラリンピックへの支援

(12) 業務執行委員会：本会の各事業執行についての検討協議

#### 附則

1 本内規は理事会の承認を得て制定し、平成26年8月24日より施行する。

2 委員会の職務上、この内規によりがたいときは、本会理事会において決定する。

3 本内規の変更、廃止は、本会理事会の決議によって行う。

#### 附則

1 本内規は平成28年11月13日の理事会の承認を得て一部改正し、平成28年8月28日に遡及して施行する。

#### 附則

1 本内規は平成29年11月12日の理事会の承認を得て一部改正し、同日施行する。

## 公益社団法人日本鍼灸師会 弔慰金内規

**第1条** 公益社団法人日本鍼灸師会(以下「本会」という。) 会員の死亡に対する弔慰金の取扱いについては、この内規に定めるところによる。

**第2条** 会員が死亡した場合は弔慰金を支給することが出来る。

**第3条** 弔慰金は3万円とする。但し、弔電費用は含まれないが供花費用は含まれる。

**第4条** 弔慰金は会員が所属する各都道府県鍼灸師会が立替え持参するか、遺族へ送金する。

**第5条** 都道府県鍼灸師会長及び本会役員(歴代も含む)の逝去については別途、業務執行委員会において協議する。

**第6条** この内規は、理事会の議決を経なければ改廃することはできない。

### 附則

- 1 本内規は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て制定し、平成23年6月1日から遡及適用する。
- 2 旧弔慰金制度は平成24年3月18日の理事会の承認を得て、平成23年6月1日に遡及して廃止する。なお、平成23年6月1日から平成24年3月18日の間に旧弔慰金内規を適用して行われた行為は新弔慰金内規を適用したものとみなす。

令和 年 月 日

都道府県鍼灸師会長 殿

公益社団法人日本鍼灸師会  
会 長

## 公益社団法人日本鍼灸師会 弔慰金制度について（通知）

標記につきましては、昭和60年4月1日より本会会員の逝去に際し実施してきておりますが、改めて下記のとおりご通知いたします。

### 記

1. 会員が逝去された際は、お手数でも各師会において直ちに公益社団法人日本鍼灸師会長名で弔電と供花をお願いいたします。後日、弔電代とは別に香典及び供花代を含めた弔慰金3万円を師会へ送金いたします。所要資金は恐縮ですが一時立て替え願います。
2. 立て替えいただいた弔電代及び弔慰金は、別紙により本会事務局に請求願います。
3. 師会長及び日鍼会役員（歴代を含む）の逝去につきましては、早急に本会事務局にご連絡願います。

令和 年 月 日

公益社団法人日本鍼灸師会 御中

鍼灸師会

会 長 印

## 弔 慰 金 等 請 求 書

1. 該当者 氏 名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)

住 所 \_\_\_\_\_

2. 死亡年月日 令和 年 月 日 (午前・後 時 分頃)

3. 死 因 \_\_\_\_\_

4. 金 額 (◎弔慰金 30,000 円 ◎電報代 \_\_\_\_\_ 円)

合計金額 \_\_\_\_\_ 円

5. 送金先金融機関 (郵便振替口座を含む)

振込先金融機関名	
口座番号	
口座名義・フリガナ	・

## 公益社団法人日本鍼灸師会 災害見舞金支給内規

**第1条** 会員の災害被災に対する見舞金の取扱いについては、この内規の定めるところによる。

**第2条** 各都道府県師会長は災害が発生した時は、遅滞なく会員の被災状況の把握に努め、その状況により必要があると判断した時は、別紙様式により日本鍼灸師会事務局に報告する。

**第3条** 被災した会員については、次の罹災区分により見舞金を支給することができる。自治体の罹災証明書が交付された場合は添付することとする。

- 1 罹災区分  
住居・・・全壊・半壊・全焼・流失・床上浸水
- 2 見舞金額・・・3万円以下とする

**第4条** 見舞金の支給に関しては、事務局は業務執行委員会に諮り、当該師会を通じて会員に見舞金を送付する。その結果については理事会に報告する。

**第5条** 特別な事由によるものについては、第3条の規定にかかわらず業務執行委員会の承認を得て必要な取扱いをすることができる。

**第6条** この内規は、理事会の議決を経なければ改廃することはできない。

### 附則

- 1 本内規は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て制定し、平成23年6月1日から遡及適用する。
- 2 旧災害見舞金（内規）は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て、平成23年6月1日に遡及して廃止する。なお、平成23年6月1日から平成24年3月18日の間に旧災害見舞金（内規）を適用して行われた行為は新災害見舞金支給内規を適用したものとみなす。

# 罹 災 報 告 書

氏 名	家族数				
住 所					
災 害 の 原 因					
罹 災 年 月 日	令 和	年	月	日	
罹 災 場 所					
罹 災 状 況					
世 帯 人 員	氏 名	続柄	性別	年齢	摘 要

上記のとおり、罹災したことを報告する。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 鍼灸師会

\_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_ 印

# 公益社団法人日本鍼灸師会

## 役員に対する病氣見舞いの取扱い内規

**第1条** 役員（役員に準ずる者を含む。以下同じ。）に対する病氣見舞いの取扱いについてはこの内規の定めるところによる。

**第2条** 役員が負傷し又は疾病にかかり1ヶ月以上入院又は自宅療養した場合は見舞金を支給することができる。

**第3条** 見舞金の額、支給時期及び方法等については、会長が正副会長会議において意見を徴して決定し、その結果を業務執行委員会・理事会に報告する。

**第4条** 第1条に掲げる役員に準ずる者の認定については必要の都度業務執行委員会において決定する。

### 附則

- 1 本規程は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て制定し、平成23年6月1日から遡及適用する。
- 2 旧役員にする病氣見舞いの取扱いについて（内規）は平成24年3月18日の理事会の承認を得て、平成23年6月1日に遡及して廃止する。なお、平成23年6月1日から平成24年3月18日の間に旧役員にする病氣見舞いの取扱いについて（内規）を適用して行われた行為は新役員に対する病氣見舞いの取扱い内規を適用したものとみなす。

## 公益社団法人日本鍼灸師会 表彰内規

**第1条** 公益社団法人日本鍼灸師会(以下、「本会」という)表彰につき、表彰内規を定める。

**第2条** 本会は、鍼灸業界及び本会に貢献のあった者に対し、本会会長名で表彰状、感謝状を授与することができる。

**第3条** 表彰は次の通りとする。

- (1) 会長表彰状
- (2) 会長感謝状

**第4条** 表彰受賞者は、次の推薦人の推薦により、理事会の承認をもって決定する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会理事会
- (3) 本会の承認する都道府県鍼灸師会(以下「都道府県鍼灸師会」という)の会長

**第5条** 会長表彰状推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 本会並びに鍼灸業界の発展に多大なる貢献があり、本会会長が特に表彰に相応しいと認める者。
- (2) 本会役員としての従事年数が通算10年以上であり、かつ本会在籍20年以上であって、本会会長が特に表彰に相応しいと認める者。
- (3) 上記(1)及び(2)について年齢制限は設けない。但し、これまでに叙勲、厚生大臣又は厚生労働大臣表彰及び会長表彰状を受けたものは除く。

**第6条** 会長感謝状推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 本会並びに鍼灸業界の発展に功績があり、本会会長が相応しいと認める者。
- (2) 本会役員としての従事年数が通算10年以上であって、本会会長が相応しいと認める者。
- (3) 本会在籍30年以上であって、都道府県師会会長が相応しいと認めるもの。
- (4) 上記(1)及び(3)について年齢制限は設けない。

**第7条** 表彰状、感謝状の授与は、次のとおり実施する。

- (1) 表彰状、感謝状の授与は、原則として本会総会または周年記念式典の席上で行う。
- (2) 表彰状、感謝状を受ける会員が(1)に定める授与式に参列できない場合は、本会理事又は当該受賞者が所属する都道府県師会の会長が代理授与することができる。

**第8条** 本内規は、理事会の議決を経て変更することができる。

### 附則

- 1 本内規は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て制定し、平成23年6月1日から遡及適用する。
- 2 旧表彰規程は、平成24年3月18日の理事会の承認を得て、平成23年6月1日に遡及して廃止する。なお、平成23年6月1日から平成24年3月18日の間に旧表彰規程を適用して行われた行為は新表彰規程を適用したものとみなす。



公益社団法人日本鍼灸師会 鍼灸学校卒業生の表彰等取扱い内規

鍼灸学校卒業生の表彰等取扱い内規

区分	条 件	学校へ 案内状 送付	表彰状 (額付) 贈呈	表彰状 (紙) 贈呈	役員派遣	
1	学校協会加入	○	○	×	○	役員のパ遣依頼があれば派遣する。原則として、各学校所在の都道府県師会長に代理出席を委託する。
2	学校協会未加入であるが広告掲載	×	○	×	×	役員のパ遣依頼の有無にかかわらず、原則として派遣しない。
3	学校協会未加入であり広告未掲載	×	×	○	同上	

※原則として、表彰者は1校につき1名とする。

※上欄の区分1～3により難い場合は、別途正副会長会議で協議し決めるものとする。

※代理出席の場合、旅費規程に準ずる交通費を本会が負担する。

※原則として、入学式には派遣しない。

※従来の表彰状(紙)の在庫約100枚有り。

## 会務活動重複による交通費・役員報酬・謝金の支給に関する内規

はじめに

本会は、本会会務の他に鍼灸に関係する団体が存在しています。このため鍼灸界として他の組織された関係者とも意見集約等の必要性から、役員は本会用務の他に多くの対外活動用務に携わっていることにより、生ずる同日に様々な用務が重複した場合の費用負担の基本的取り決めをする必要があります。その実態は本会用務と、本会が運営費用の財源をあらかじめ拠出している用務の重複、運営費財源の不十分な拠出の用務の取扱、法人格を有する団体用務との重複、それ以外の用務等複雑多岐に重複する可能性があります。

その基本的な考え方は、本会用務と運営財源を本会が拠出した用務は、運営財源を本会が拠出した用務又は法人格を有する団体用務との重複は、運営財源を本会が拠出した用務又は法人格を有する団体用務から優先して支給を受け、本会財源の重複負担の防止及び適正化を図ることです。

又新公益法人として理事会設置が法定化されたこと、認定法第5条に規定する認定基準の趣旨に従い、会務処理を行う必要があります。

特に代議員総会や理事会は法令及び定款で規定していますが、拡大業務執行委員会や業務執行委員会についても、合議制を基盤としており協議結果を変更する必要がある場合は、当初の協議の参加者には、変更の必要理由を説明し了解を得ることが効率的、適正かつ円滑な会務処理をするために必要と考えます。

この場合、変更の必要理由は法令、定款及び諸規程、その他社会通念として公正かつ妥当であることが求められます。何故ならば、役員には連帯責任(一般法第118条)と説明責任(認定法第27条)が課せられているからです。

1. 本会役員又は委員の用務は、次の第1号から第5号に掲げるとおりであり、同日に用務が重複する場合の旅費及び役員報酬又は謝金は、第6号に定めるところにより支給する。又次の各号に掲げるもののほかに用務が生じたときは、各号のうち当該用務に類似した用務の規定を準用して処理する。
  - (1) 本会会務運営用務
  - (2) 対外用務のうち、本会から応分の運営財源を拠出している事業
    - ア. 旧鍼灸医療推進研究会用務
    - イ. 第二次日本経穴委員会用務
  - (3) 対外用務のうち、本会から運営財源を拠出していない事業
    - ア. 財団法人東洋療法研修試験財団理事及び評議員用務
    - イ. 社団法人全日本鍼灸学会理事用務
    - ウ. 鍼灸マッサージ師等国民年金基金代議員用務
  - (4) 上記1号及び2号以外の対外的活動
    - ア. あはき等法推進協議会用務
    - イ. 鍼灸マッサージ保険推進協議会用務
  - (5) 連盟用務
  - (6) 旅費及び役員報酬又は謝金の支給は、次のア～コに定めるところにより支給する。
    - ア. 第1号の用務間で重複する場合の旅費及び役員報酬又は謝金は、用務に従事する時間が長短等社会通念に照らし選択した用務から支給し、併給はしない。

- イ. 第1号及び第2号アに掲げる用務が重複する場合の旅費及び役員報酬の支給は、第2号アの事業から支給し併給はしない。
- ウ. 第1号及び第2号イに掲げる用務が重複する場合、旅費は第2号イの用務から支給し、役員報酬又は謝金は第1号の用務から支給する。
- エ. 第2号の用務間で重複する場合の旅費及び役員報酬又は謝金は、第2号アの用務から支給し併給はしない。
- オ. 第1号及び第2号の用務間、第1号及び第3号の用務間で重複する場合は、カの本文に定めるとおりとするが、第1号及び第2号イの用務と重複するときは役員報酬又は謝金の併給はしない。
- カ. 第3号の用務と第4号の用務間で重複する場合、役員報酬又は謝金は、第3号の用務から優先的に支給を受け、旅費については最初の用務地から次の用務地までの未支給の区間の支給を受ける。ただし、第3号の用務と第4号イの用務間での重複する場合、旅費の支給は第4号の用務から支給を受け、役員報酬又は謝金は併給を受けることができる。
- キ. 第4号に掲げる用務間で重複する場合は、旅費は第4号アの業務から優先的に支給を受け、役員報酬又は謝金は併給を受けることができる。
- ク. 第1号、第2号イ、第3号又は第4号に掲げる用務が重複する場合は、全て第3号の用務から優先的に支給を受け、旅費については未支給の区間があるときは実際の所要額の支給を受け、役員報酬又は謝金は第3号又は第2号イの順番で優先的に支給を受ける。第5号についても同様とする。
- ケ. 第4号間の用務が重複する場合は、旅費は実費所要額の支給を受け、役員報酬又は謝金は併給を受けることができない。
- コ. 第5号間の用務が重複する場合は、旅費は実費所要額の支給を受け、役員報酬又は謝金は併給しない。

## 2. 会務処理方法について

### (1) 新法人の立入検査の考え方

- ア. 法令で明確に定められた新公益法人として遵守すべき事項に関する新法人の事業の運営実態を確認する観点から実施される。
- イ. 公益認定審査等の際の監督担当者への申し送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立ち入り検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に重点的に検査を実施する。現場における検査対象事項を広げる必要があれば、臨機応変に対応する。
- ウ. 法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任をもつ者から説明を求めるとされている。

### (2) 立入検査の具体的方法

- ア. 特に法令、内部規程等に定めのない事項については、社会通念に照らし公正妥当と認められる方法での処理が必要になります。
- イ. 法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任をもつ者から説明を求めるとされておりますが、今説明されたことを記載した書類を見せて下さいといわれることを想定する必要があります。
- ウ. 従って、会務処理は書類で行っておく必要があると思います。

### (3) 会務処理方法

- ア. 会議の決定に基づいて会務を遂行する。
- イ. 会議の決定を変更する必要がある場合は、当初の決定に参加した役員に変更 が必要になった理由を説明し了解を得る。
- ウ. 会議の他は口頭ではなく、書面又はメール等証憑として残るもので処理をする。

## 会務活動重複による交通費・役員報酬・謝金の支給一覧表

会務及び委員会	交通費	本会役員報酬	備 考
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ②国民のための鍼灸医療推進機構	②から支給・移動差額①から支給	併給可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ③日本経絡経穴研究会	③から支給・移動差額①から支給	併給可	
②国民のための鍼灸医療推進機構 ③日本経絡経穴研究会	②から支給・移動差額②から支給	併給可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ④東洋療法研修試験財団理事及び評議員	④から支給・移動差額①から支給	併給可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ⑤全日本鍼灸学会理事	⑤から支給・移動差額①から支給	併給可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ⑥鍼灸マッサージ師等国民年金基金代議員	⑥から支給・移動差額①から支給	併給可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ⑦あはき等法推進協議会	①からの支給	併給不可	
①本会会務(鍼灸師連盟を含む) ⑧鍼灸マッサージ保険推進協議会	①からの支給	併給不可	
⑦あはき等法推進協議会 ②国民のための鍼灸医療推進機構	②から支給・移動差額⑦から支給	併給可	
⑧鍼灸マッサージ保険推進協議会 ②国民のための鍼灸医療推進機構	②から支給・移動差額⑧から支給	併給可	
⑦あはき等法推進協議会 ⑧鍼灸マッサージ保険推進協議会	本会会務から実費支給	併給不可	
③日本経絡経穴研究会	③からの実費支給	①から支給	

\* 本会会務（執行会議を除く）と日本鍼灸師連盟が重複する場合は日本鍼灸師会からの交通費・役員報酬を優先支給する。

## 鍼灸施術ボランティアマニュアル取りまとめについて

ボランティアを行う意思のある個別の鍼灸師等と一件ずつの対応を行うことは、当該都道府県鍼灸師会との情報共有などの事務処理におきまして煩雑となることが想定されますことから、各都道府県鍼灸師会におかれましては、以下のような取組をお願いいたします。

なお、ボランティアを行うことを希望する場合については、日本鍼灸師会で作成致しました「ボランティア活動マニュアル」をご参照いただき、細心の注意を払い実施検討していただくよう合わせて周知をお願いいたします。

- ・都道府県ごとに被災地や避難場所において鍼灸ボランティアを行う意思のある鍼灸師等から申し込みを受け付ける窓口を設置し、都道府県内に広報すること。  
※窓口の名称、担当者名、電話番号、受付時間を本会まで報告願います。
- ・申込者より実施計画書と申出一覧の提出を受けて、本会ブロック担当者へ提出すること。  
※賛否を審議後に師会長へ回答させていただきます。  
※実施計画書とボランティア参加者の氏名、性別、年齢、所属(会員、一般、学生など)、免許証登録番号、従事可能期間、施術資機材の持参の可否および数量、食糧の持参の可否および数量、その他留意事項等を記載する申出一覧は所定の書式にて取りまとめて提出願います。
- ・ボランティア活動終了後には速やかにボランティア実施鍼灸師よりボランティア実施報告書の提出を受けて、本会ブロック担当者へ提出すること。  
※提出は終了後1週間以内にして下さい。

### <連絡先>

公益社団法人日本鍼灸師会 事務局

所在地 〒170 - 0001 東京都豊島区西巣鴨 2-1-19-2F

電 話 03-5944-5089

FAX 03-5944-5087

## 鍼灸ボランティア実施計画書

公益社団法人日本鍼灸師会

提出日 月 日( )	実施期間 月 日( )から 月 日( )までの 日間	場所	責任者名
実施計画内容（できるだけ具体的に記載下さい。また、補足資料等あれば、別添下さい。）			

注)ボランティア実施報告書は実施後1週間以内に提出してください。

## 鍼灸ボランティア実施報告書

公益社団法人日本鍼灸師会

提出日 月 日( )	実施期間 月 日( )から 月 日( )までの 日間	場所	責任者名
実施報告内容（できるだけ具体的に記載下さい。また、補足資料等あれば、別添下さい。）			

注)ボランティア実施報告書は実施後1週間以内に提出してください。



**記載例**

鍼灸ボランティア申出一覧 ( 鍼灸師会)

( 月 日 報告)

NO	氏名	性別	年齢	所属	免許登録番号		従事可能期間	施術資機材の持参		食糧・水の持参		現地での移動手段		その他留意事項
					はり	きゅう		可否	量	可否	量	種類	備考	
1	日本太郎	男	46	東京	宮城県 10000	宮城県 20000	3月28日～4月11日	可	15日分	可	15日分	車	燃料調達の目途あり	1,2,3はチームで活動
2	日本花子	女	48	東京	11111	2222	3月28日～4月11日	可	15日分	可	15日分	車	燃料調達の目途あり	
3	宮城次郎	男	39	一般	東京都 88888	東京都 99999	3月28日～4月11日	可	15日分	可	15日分	車	燃料調達の目途あり	
4	宮城華子	女	23	学生	日本鍼灸学校	—	3月28日～4月11日	否		可	15日分	車	燃料調達の目途なし	

鍼灸ボランティア申出一覧 ( 鍼灸師会)

( 月 日 報告)

NO	氏名	性別	年齢	所属	免許登録番号		従事可能期間	施術資機材の持参		食糧・水の持参		現地での移動手段		その他留意事項
					はり	きゅう		可否	量	可否	量	種類	備考	
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							
							～							